

建築基準法上の道路種別の問合せについて

○建築敷地が都市計画区域内であり、接する道路が法第42条第1項第1号（道路法による道路）以外の場合、別添の「道路相談依頼書」と必要資料※1を揃え、必要に応じて所管の県土整備事務所にお問合せください。

○未調査の道の場合は、道の状況がわかる写真（幅員（道の始点・中間点・終点の3箇所程度））もご準備ください。

建築敷地が都市計画区域外の場合は、建築基準法上の道に接しなくても建築できるため、道路種別の確認は不要です。

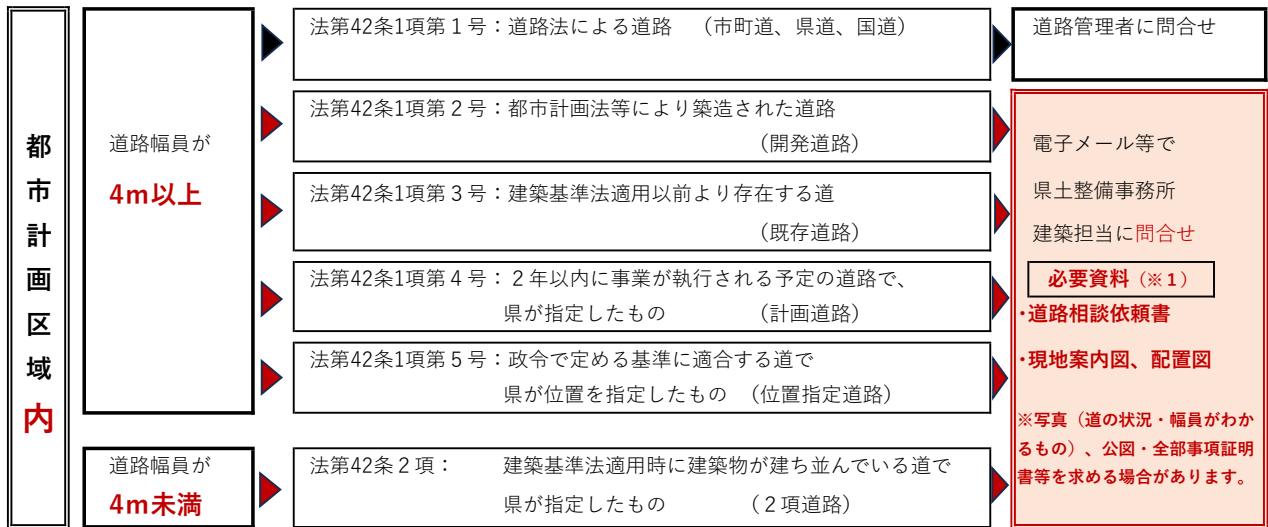
建築基準法第42条道路とは

『都市計画区域内』の建築敷地は、建築基準法第42条に規定する道路に、原則2m以上接しなければならず、建築を予定している場合、道路種別（1項各号、2項など）を確認する必要があります。

市道・町道などの公道、登記簿上の公衆用道路でも、建築基準法第42条の規定する道路に該当しなければ、建築（増改築含む）ができません。

道路種別の問合せの流れ、準備物

★未調査の道は、現地調査のため、回答に2週間以上必要です



都市計画区域外である次の地域では、建築基準法第41条の2により、**道路に接しなくても建築できますので、道路種別の確認は不要です。**

・鳴門市北灘町	・吉野川市川島町、山川町、美郷	・阿南市の一部地域	・美馬市脇町の一部地域	・三好市池田町の一部地域
・勝浦町	・阿波市	・美波町の一部地域	・美馬市美馬町、穴吹町、木屋平	・三好市三野町、井川町、山城町
・上勝町	・上板町	・牟岐町のうち一部地域	・つるぎ町半田、一字	・三好市東祖谷／西祖谷山村
・佐那河内村		・海陽町	・つるぎ町貞光の一部地域	・東みよし町
・神山町		・那賀町		
・板野町				

(★)一部地域については、都市計画マップ（徳島県総合地図提供システム）で位置確認できます

問合せ窓口（平日 8:30～12:00、13:00～16:00）

徳島県土整備事務所 電話088-653-8818

メール: kenchiku_toubutokushima@mail.pref.tokushima.lg.jp

所管：鳴門市、小松島市、松茂町、北島町、藍住町、板野町、勝浦町、上勝町、佐那河内村、神山町

吉野川県土整備事務所 電話0883-26-3714

メール: kenchiku_toubuyoshinogawa@mail.pref.tokushima.lg.jp

所管：吉野川市、石井町、阿波市、上板町

阿南県土整備事務所 電話0884-24-4214

メール: kenchiku_nanbuanan@mail.pref.tokushima.lg.jp

所管：阿南市、美波町、牟岐町、海陽町、那賀町

美馬県土整備事務所 電話0883-53-2214

メール: kenchiku_seibumima@mail.pref.tokushima.lg.jp

所管：美馬市、つるぎ町

三好県土整備事務所 電話0883-76-0609

メール: kenchiku_seibumiyoshi@mail.pref.tokushima.lg.jp

所管：三好市、東みよし町

徳島県県土整備部住宅課 電話088-621-2595

所管：建築基準法全般